笠間市地域交流センターいわまの利用に関する Q＆A

Q１． 印刷室での印刷は可能ですか。

A１． 印刷機の利用は無料となりますが、印刷用の紙については利用者に用意していただくこととなります。（1回あたり500枚を限度とします。）

Q２． 部屋毎の利用料の額はいくらになりますか。

A２． 別紙のとおりとなります。

Q３． 部屋等の定期利用は、可能ですか。

A３． 定期利用の受付は行いませんが、使用日の属する月の４月前の初日から使用日の５日前までに申請していただき、許可を受けてから利用いただくようになります。

Q４． 急に使用したい場合は、借りられますか。

A４． 予約が入っていなければ、所定の手続き後、使用することができます。

Q５． センター内の部屋は、全て予約制ですか。

A５． 交流ルーム、キッズルームなどの供用スペースは、予約の必要はありませんが、多目的ホールや会議室、健康ふれあいルーム、調理室などは予約制となります。

Q６． 団体利用と認めるのは、何名以上からですか。

A６． 概ね１０名からとなります。

Q７． 市民活動団体が利用する場合は、無料ですか。

A７． 市内の市民活動団体は免除となりますが、市外の団体は有料となります。ただし、笠間市や笠間市教育委員会との共催か後援を受けるときには、減免の対象となります。

Q８． 法事で利用することは、可能ですか。

A８． 施設内は、多くの市民が自由に行き交うことのできるスペースがあり、活発な活動や交流で賑わいを創り出す施設であることから、法事での活用にはそぐわないため民間の施設に委ねることとします。

Q９． 開館前後の地域交流センターいわまの施設利用申請の周知について

A９． 開館前後の施設利用申請について、平成２９年１１月１４日から平成２９年１１月３０日までは指定管理者の連絡先であるいこいの家はなさか内において、１２月１日からは地域交流センターいわま事務室にて受け付ける旨、１１月９日発行の広報かさまで周知しました。

また、今後、オープニングイベントチラシやポスターを公民館や図書館などの主要公共施設等に設置するほか、１１月１６日発行の週報で周知する予定です。

Q10． 定期的な利用は可能ですか。

A10． 同一の団体が継続的に占有することは施設の性質上好ましくないと考えておりますので、週１回程度、４時間以内の利用であれば可能とします。

Q11． 公民館と交流センターは、どう違いますか？

A11． 公民館は、社会教育、生涯学習といった教育の位置付けがされた施設です。この度建設した地域交流センターでは、地域コミュニティ交流・市民活動団体、観光の拠点として、さらにＮＰＯ団体においては市全体活動の情報発信・交流拠点として施設を活用し地域を活性化させる施設となります。また、市民活動を推進するにあたり、新たな交流を生み出すためのきっかけづくりとして、営利活動もできるようになりました。

地域交流センターは、多くの世代が集い、利用していただけるような賑わいのある地域の交流拠点を目指します。